

アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ
(ABE イニシアティブ)
「修士課程およびインターンシップ」プログラム
第5バッチ実施要領 / General Information

2017年7月
独立行政法人 国際協力機構
アフリカ部/国内事業部

1. 背景

アフリカ諸国は、豊富な天然資源を背景に、2000年以降、平均5%以上という安定した高成長を続けてきた。しかし、2013年以降の国際資源価格の下落を受け成長率は下降しており、国際通貨基金（IMF）は、2017年の成長率は2.6%、2018年は3.5%と予測している。各国は持続的成長を目指し、資源依存型経済から産業の多角化を図っており、第一次・第二次産業の開発を重点政策として進めている。国際労働機関（ILO）は、アフリカにおける若年層（計2億人）のうち、3分の1にあたる7500万人は失業中であると指摘しており、今後各国において付加価値の高い産業が育成され、高い労働生産性を実現していくことは、雇用の創出と安定をもたらす、深刻化する若年層の失業問題への対策としても期待される。日本企業においても、アフリカを資源の供給源にとどまらず、今後の人口増加と相まって拡大する10億人市場としての認識を高めている。日本企業の活動は、現地での技術移転や雇用創出をもたらす、アフリカ諸国から高い評価を得ている。

2013年に、我が国は第5回アフリカ開発会議（TICAD V）を開催し、官民一体となってアフリカにおける強固で持続可能な経済成長を支援する政策を示した。安倍総理による冒頭スピーチでは、アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（African Business Education Initiative for the Youth、以下、ABEイニシアティブ）が表明され、5年間で1000人のアフリカの若者に対し、日本の大学院等での教育と日本企業でのインターンシップ実施の機会を提供していくこととした。TICAD VIに先がけ、日本経済団体連合会をはじめとする産業界は、TICAD V推進官民連携協議会提言書を政府に提出し、アフリカを新たな成長市場として認識しているものの、民間セクターや公的部門における人材の層の薄さを指摘しており、また各国が日本の優れた技術や日本企業への認識を深めることの重要性や、そのためにアフリカ諸国から我が国を訪れる人々を増加させていくことの重要性について提言をまとめている。また、2016年に開催された第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）において、我が国は、ABEイニシアティブを今後3年間継続することを表明している。

2. 目的

アフリカ各国の有望な人材を日本へ受け入れ、知識や技能の修得のみならず、日本社会や日本企業に理解を持つアフリカの高度産業人材の育成を行うことを通じて、アフリカにおける産業開発に資する日本とアフリカ各国間の人脈を形成し、日本企業がアフリカにおいて経済活動を進める際の水先案内人となる高度産業人材の育成を目指す。

3. 案件名（プログラム名）

(1) 和文名称

アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABE イニシアティブ）「修士課程およびインターンシップ」プログラム

(2) 英文名称

Master's Degree and Internship Program of the African Business Education Initiative for the Youth (ABE Initiative)

4. 内容

本プログラムは、アフリカ諸国にて産業開発を担う優秀な若手人材を外国人留学生（以下、研修員）として日本へ受入れ、本邦大学における英語による修士課程教育と、企業への見学およびインターンシップ実習を実施するものである。

5. 実施期間

(1) 事業全体：2013年11月～2022年10月（9年間）

(2) 第5バッチ：2018年9月～2021年9月

研修員の受入れは、2018年9月を原則とする。研修員一人当たりの滞在期間は、最長3年間とし、研究生（科目等履修生）として半年間、修士課程正規生として2年間（1年間コースの受け入れもあり）、修了後のインターンシップ実習として最長半年間滞在することが想定される。

6. 対象国

アフリカ全 54 カ国（うち、9 カ国（ケニア共和国、タンザニア連合共和国、モザンビーク共和国、南アフリカ共和国、エチオピア連邦民主共和国、ナイジェリア連邦共和国、セネガル共和国、エジプト・アラブ共和国、モロッコ王国）を大口受入れ対象国とし、毎年複数名の研修員受入れを行う）

7. 対象者

以下のとおり、3つのカテゴリの人材を対象とする。

- (1) 民間人材： 将来および現在民間セクターにおいて経済活動を担う若手人材
- (2) 政府人材： 政府部門において産業政策の策定や実施に従事する行政官等若手人材
- (3) 教育人材： アフリカの高等教育・訓練機関において将来の産業人材の育成を担う教官等若手人材

8. 対象人数

年度毎の受入れ人数は以下の通りとする。ただし、毎年度予算の成立をもって決定される。

- (1) 2014年度 第1バッチ 156人（実績）
- (2) 2015年度 第2バッチ 317人（実績）
- (3) 2016年度 第3バッチ 348人（実績）
- (4) 2017年度 第4バッチ 250人（予定）
- (5) 2018年度 第5バッチ 200人（予定）**

9. 対象分野

工学系、農学系、経済・経営学系をはじめ、全ての学術分野を対象とするが、応募者が志望分野の学

術活動を進めることが、本プログラムの趣旨（アフリカにおける産業開発に資する人脈の形成と、アフリカにおける日本企業の経済活動の水先案内人となることへの期待）に合致すると認められる分野に限る。応募者の志望に基づいて、国別運営委員会（後述）および各大学研究科において選考を行う。※志望する分野が鉱業または地質系の場合、JICA の「資源の絆（資源分野の人材育成プログラム）」スキーム対象者となる場合もあり。

10. 本邦受入れ研究科および「ABE イニシアティブ推奨コース」

(1) 本邦受入れ研究科の必須要件および望ましい要件は以下の通りとする。毎年一定規模（例えば年間5名等）の受入れが可能な研究科については、「ABE イニシアティブ推奨コース」（以下、推奨コース）として応募者に大学情報を積極的に提供し、応募推奨を行う。推奨コースの要件は以下の通りとし、研究科の英語カリキュラム実施状況等をふまえ、公募調査により選定する（後述）。推奨コース以外についても、応募者が希望する大学で以下要件を満たす場合は応募を受け付けることとする。

a) 本邦受入れ研究科および推奨コースの必須要件

- 2018年度において、研修生が来日する秋からの受入れが可能であること。入学資格は正規生または研究生/科目等履修生も可とする。（但し、研究生/科目等履修生の期間は半年間とし、半年後に正規生になれない場合は帰国となる。）
- 長期研修員の修士号取得に際し、必須科目および日頃の研究指導は全て英語で行われ、長期研修員の日本語習得および日本語科目の受講が必須でないこと。
- 本プログラムで計画される募集・選考スケジュールおよび選考方法（書類審査、TV会議での面接など）に則り、入学にかかる検定（合否判定）を実施していただけること。

b) 推奨コース必須要件

- 研究科全体において、毎年複数名の長期研修員の受入れを行っていただけること。

c) 本邦受入れ研究科および推奨コースの望ましい要件

- 留学生向けの課外活動として、すでに留学生センター等で日本語講座やホームステイ等の日本社会、日本文化理解のプログラムが実施されていること。
- 企業との連携によるインターンシッププログラムが実施されていること。

(2) 特別プログラム

授業料に含まれる通常の教育活動とは別に、特別プログラムとして、長期研修員1人あたり年間50万円を上限に、外部(海外含む)からの講師招聘、国内外フィールド調査、学会参加、チューター備上等の経費を、JICAが負担する。このプログラムは付加的なものであり、受入大学からの発案に基づき、JICAと大学との契約によって実施する。

11. 応募要件

- アフリカ54か国のいずれかの国籍を有する者（※注1）
- 来日年の4月1日時点で、年齢が22歳から39歳までの者
- 学士号を取得している者。
- 政府人材および教育人材の場合、6ヵ月以上の職務経験を有する者（※注2）
- 政府人材および教育人材の場合、所属組織から応募の承諾を得ている者。

- 日本の大学にて修士課程を修了するにあたり、十分な英語力および学力を有する者。
- 本プログラムの目的を明確に理解した上で長期研修を修了し、帰国後も日本との紐帯を強固にしつつ、母国の産業開発に貢献する明確な意思を有する者。
- 他の海外支援による奨学金を受給していない、あるいは受給予定でない者。
- プログラムを期間内に修了できる健康状態である者。

※注1：国籍のある母国からの応募が必要となるため、応募書類提出先のJICA事務所は“Contact Information”を参照のこと。

※注2：各国の事情によりJICA事務所が検討する。

12. 研修員の募集、応募書類の受付

各国の JICA 事務所にて募集説明会を開催し、応募の受け付けを行う。第 5 バッチの募集期間は、2017 年 8 月から 2017 年 10 月とする。応募に必要な書類は以下の 5 点とし、5 点目の推薦状は、本プログラムの趣旨に沿った有望な人材を見極める手立てとする。

<募集期間>

2017 年 8 月～2017 年 10 月

<応募書類>

- ① 申込書（経歴、研究計画書、キャリアプラン、志望大学（第一志望、第二志望、第三志望、応募に対する所属先からの承諾を含む）
- ② 卒業証明書
- ③ 大学成績証明書
- ④ 健康診断書（但し提出は 4 次選考以降）
- ⑤ 日本企業、日本大使館、JETRO、JICA、先方政府、所属先組織、在籍大学からのいずれかからの、あるいは複数からの推薦状（公募の場合は、JICA もしくは国別運営委員会の指定機関からの推薦状）

13. 研修員の選考方法（※選考時期については変更の可能性あり）

(1) 一次選考

- ✓ 実施時期： 2017 年 11 月～12 月
- ✓ 目的： 基礎学力の確認
- ✓ 試験内容： 英語（TOEFL ITP）および数学（学部入学レベルの基礎的問題）の筆記試験
- ✓ 会場： 各国 JICA 事務所の指定場所
- ✓ 結果の取り扱い：

筆記試験の結果は本邦大学と共有し三次選考の材料とする。本プログラムの趣旨から著しく外れる者や、スコアが著しく低い者は、この時点で不合格とする。

(2) 二次選考

- ✓ 実施時期： 2017 年 11 月～12 月
- ✓ 目的： 推薦状保持者の妥当性の確認、先方政府推薦人材および公募人材のスクリーニング

- ✓ 試験内容： 面接。面接官は JICA 事務所関係者もしくは国別運営委員会（後述）の委員が行う。
- ✓ 会場： 各国 JICA 事務所の指定場所
- ✓ 結果の取り扱い：

国別運営委員会にて候補者の優先度合（A, B, C or x）を付し、三次選考の材料とする。本プログラムの趣旨から著しく外れる者は、この時点で不合格とする。（学術面に関する面接は、四次選考（後述）にて本邦大学が行う。）

(3) 三次選考

- ✓ 実施時期： 2018 年 1 月～5 月
- ✓ 目的： 応募者と大学指導教員とのマッチング
- ✓ 試験内容： 書類審査（主に研究計画書、一次選考の英語・数学筆記試験結果）
- ✓ 選考の進め方、結果の取り扱い：

第一志望の大学を対象に、JICA および運営実施機関（後述）にて、研究計画書および一次選考の英語・数学の筆記試験結果等をもとに、受入れ可否の検討と専攻科とのマッチングを行う。その後、マッチングされた応募者を対象に、大学専攻科の指導教員による書類審査（受入れ可否の判断）を行う。この過程において、不合格者が出た場合、第二志望の大学で空きがあれば同じ手順で検討を行う。各大学は、受入れ枠の 2～3 倍の人数を目途に候補者を選抜し、そこから漏れた者はこの時点で不合格とする。

(4) 四次選考

- ✓ 実施時期： 2018 年 1 月～5 月
- ✓ 目的： 大学合格、来日時のステータスの決定（後述）
- ✓ 試験内容： 面接（テレビ会議システム利用）
- ✓ 会場： JICA 事務所、本邦大学、JICA 国内機関
- ✓ 選考の進め方、結果の取り扱い：

第一志望の大学および JICA 事務所にて、テレビ会議システムを利用し、大学教員による面接を実施し、大学としての合格者を検討する。不合格者のうち、第二志望の大学において空きがあれば、同じ手順で検討を行う。

(5) 合格者の承認

四次選考合格者を対象として、国別運営委員会において合格者の最終確定・承認を行う。これにより、合格が確定した全員が、同委員会（先方政府）の承認を得た合格者として来日する。国別運営委員会がない国（後述の通り大口受入れ対象国以外の国）は、先方政府と JICA により承認を行う。

(6) 来日時のステータスおよび入学試験の実施

研修員の来日時のステータスは、正規生もしくは研究生/科目等履修生とする。研修生/科目履修生には、来日後各大学において正規生への入学試験を実施する。半年間の準備期間を経て修士課程に入学できない場合は、その時点で帰国することとなる。来日時の査証および在留資格は「留学」とする。

14. 企業見学、インターンシップ

研修員全員に対して、日本企業の見学、夏季休暇や卒業後におけるインターンシップを実施。インターンシップ受け入れは、登録済みの民間企業のみとする。インターンシップは、英語で実施し、企業へ

の謝金および研修員への報酬は支給しない。滞在に必要な経費は、JICA 長期研修員手当（後述）に準拠して JICA が負担する。インターンシップのプログラム（日程、内容等）は各研修員のニーズに基づき JICA が設定する。受入れ企業が日程案を検討し、各企業において受入れ可能な形で実習等を行う。なお、夏期インターンシップは研修員全員が必須条件とし、また企業からのオファーがあり、所属先の同意を得られた研修員については、卒業後のインターンシップにも参加する。卒業後のインターンシップが 3 か月以上となる場合、在留資格は「文化活動」とし、「留学」からの切り替え手続きを研修員本人が行う。

15. 実施体制

(1) 全体運営委員会

本イニシアティブ全体の進捗確認を行うため、東京において年 1 回程度開催する。委員の構成は、外務省、文部科学省、経済産業省、一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）、JICA 等とする。

(2) 国別運営委員会

大口受入れ対象国となる 9 カ国について、国別運営委員会を現地に設置する。委員の構成は、日本大使館、JETRO、現地進出日系企業の代表（日本商工会等）、先方政府機関、JICA 等とし、議長は JICA、副議長は先方政府機関が務める。同委員会は、各バッチにおける選考方針の決定、二次選考の実施、最終選考結果の確定・承認を行うものとし、現地にて都度開催する。なお、委員会に参加する先方政府機関は、最終選考を通過し受入大学から合格を得たすべての研修員を、「当該政府として承認し送り出す実施機関」としての役割を担う。現地進出日系企業の代表は、選考過程において、日本企業がアフリカの産業振興に貢献するにあたり必要なアフリカの人材について、民間企業の観点を反映させる役割を担う。

(3) 本邦受入大学

JICA からの依頼に基づき、本邦受入大学は、各バッチにおける三次選考（書類審査）および四次選考（テレビ面接）を実施する。大学入学手続き等は JICA が実施し、本邦大学は来日後の長期研修員への教育および指導、研修員のモニタリング等を目的とした打合せへの同席を行う。必要に応じ、JICA との契約に基づき、特別プログラム（前述）を実施する。

(4) 日本企業

各バッチの募集において、日本企業は各社の判断により、応募者に推薦状を发出する。推薦状を发出した研修員に対し、受入れ大学の夏季休暇中や卒業後のインターンシップを実施する。現地日系企業、本邦企業のいずれも推薦可能とする。企業推薦を得ずに来日した研修員に対しては、原則、登録企業においてインターンの受入れを検討し、可能な範囲で実施する。

(5) 運営支援機関

公示にて選定された運営支援機関は JICA とともに、国別運営委員会の業務支援、大口受入れ対象国においては現地での募集支援業務、選考手続き支援、大口受入れ対象国以外の募集・選考支援業務、本邦滞在期間中の支援、日本語講座実施、企業見学およびインターンシップの実施支援、帰国後のフォローアップ等の業務を行う。研修員来日中の業務については、JICA 長期研修事業として JICA 国内機関が主管するが、以下の業務は運営支援機関が担当する。

<運営支援機関による主な業務>

- ・ 一次～四次選考実施支援
- ・ 本邦受入れ大学、長期研修員、日本企業との窓口
- ・ 学業に関する対面モニタリング、指導教員との意見交換（年3回程度）
- ・ インターンシップの企画・モニタリング
- ・ 日常対応（病気、事故、研修員の転居支援などの対応を含む）
- ・ 来日時のプログラムオリエンテーション、各種手続き（国保加入、住民登録、健康診断等）
- ・ 帰国時の評価会

16. 長期研修員の待遇

JICA が負担する経費は、以下のとおり JICA 長期研修員手当を適用する（2017 年 7 月現在）。

経費名称	支給額	支給頻度
学費（検定料、入学金、授業料）	実費	学期ごと
滞在費（日当、宿泊）	2,317 円/日～5,052 円/日	2 か月に 1 度
航空運賃	実費	来日時、帰国時
支度料、資料送付料（来日時）	106,000 円	1 回/来日時
住居移転料	164,000 円～224,000 円	1 回/受入れ期間中
書籍費	30,000 円/年	毎月の滞在費と併せて 2 か月に 1 度支給
国内研究旅費	50,000 円/年	毎月の滞在費と併せて 2 か月に 1 度支給

17. 問い合わせ先

独立行政法人 国際協力機構 国内事業部 大学連携課
ABE イニシアティブ担当（第 5 バッチ） 江端、後藤
E-mail : tatuc-abe@jica.go.jp TEL : 03-5226-8342、8337

以上